○池田町公式ホームページ有料広告掲載要領

平成１９年２月１日制定
平成１９年６月２０日改正
平成２０年２月１日一部改正
平成２０年１０月２１日一部改正
平成２１年６月１１日一部改正
平成２４年１月１１日一部改正
平成３１年３月１日一部改正
令和５年１０月１日一部改正

（趣旨）

第１条　池田町公式ホームページ（以下「町ホームページという。」）に掲載する有料広告の取扱いについては、池田町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成１９年２月１日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（掲載箇所及び枠数）

第２条　町ホームページへの広告の掲載箇所及び枠数は、次の表のとおりとし、その位置は、町が指定する位置とする。ただし、第４条第２項の規定により広告の掲載期間を延長した場合は、当該延長期間中に限り、枠数を増加することができる。

掲載箇所	枠数
トップページ	町が可能と判断する限り

２　掲載枠の割り当ては、前項の表の掲載箇所に関わらず、１団体等につき２枠までとする。ただし、２枠を利用する場合は、それぞれの枠に異なる広告内容を掲載し、かつ、１枠では掲載できない広告内容である場合に限る。

３　要綱第８条第２項に基づき申し込みを行った広告代理店等については、委任者ごとに前項の規定を適用するものとする。

（掲載規格及び禁止表現）

第３条　町ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、その規格は次の表のとおりとする。

大きさ	縦５０ピクセル×横２００ピクセル
形式	ＧＩＦ（アニメ可）、ＪＰＥＧ、ＰＮＧ、ＨＴＭＬ
データ容量	５ＫＢ以下

２　次の表現等を用いたものは、禁止とする。

（１）「閉じる」「いいえ」「キャンセル」ボタン
（２）アラートマーク
（３）ラジオボタン
（４）テキストボックス（入力可能のように見えるもの）
（５）プルダウンメニュー（選択できるように見えるもの）
（６）高速振動イメージ
（７）点滅間隔が１００分の４０秒未満の高速点滅イメージ

（８）町ホームページのコンテンツの一部であるかのように見えるもの
（９）求人広告及びこれに類するもの

（掲載期間）
第４条　町ホームページへの広告（以下「バナー広告」という。）の掲載期間は、毎月の初日から末日までの１か月を単位とし、１年間を限度とする。ただし、町長が特に認めた場合は、１年間を超えて掲載することができる。
２　バナー広告の掲載期間中に、町のサーバ等のメンテナンス以外でホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、前項の規定に関わらず、その閉鎖した時間に応じ、次の表のとおり当該広告の掲載期間を延長するものとする。

閉鎖した時間	延長する日数
８時間以上２４時間未満	１日
２４時間以上	閉鎖日数＋１日

（申込み及び抽選等）
第５条　バナー広告の掲載申込期限は、掲載を希望する期間の最初の月の前月の１５日とする。
２　同一の月においてバナー広告の掲載を希望する団体等の数（要綱第４条第１項の要件を満たすものに限る。）が、第２条第１項に規定するそれぞれの枠数（すでに前月以前から引き続く当該月における掲載決定を受けているバナー広告があるときは、これらを除いた枠数）を超えるときは、次の各号の順序で、それぞれ当該各号に定める順序及び方法により、それぞれの枠ごとに、バナー広告を掲載する団体等を決定するものとする。
（１）要綱第４条第１項第１号に規定する団体等
（２）要綱第４条第１項第２号に規定する団体等
（３）次の順序
①　以前にバナー広告を掲載したことがない団体等（以前にバナー広告の掲載を申し込んだ回数の多い団体等を上位とする。）
②　以前にバナー広告を掲載したことがある団体等（以前にバナー広告を掲載した期間の合計が少ない団体等を上位とする。）
（４）抽選
３　前項の規定によりバナー広告を掲載することができなかった団体等であって、翌月以降に再度掲載を希望するものは、第１項の申込み期限までに、あらためて申込みをしなければならない。この場合において、掲載しようとするバナー広告の内容が前回の申込みの内容と同一であるときは、要綱第８条の規定に関わらず、広告案の添付を省略することができる。

（掲載料）
第６条　バナー広告の掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）は、掲載１枠につき、次の各号に掲げる団体等の区分に応じ、当該各号の表に定める額とする。
（１）要綱第４条第１項第１号に規定する団体等

掲載箇所	金額
トップページ	月額　３,０００円

（２）要綱第４条第１項第２号に規定する団体等

掲載箇所	金額
トップページ	月額　５,０００円

２　１年間の掲載期間で申込みを行い、掲載料の一括納付を行う場合は、前項に定める額から掲載料を１０％減額するものとする。

３　掲載料の納付方法は池田町有料広告掲載申込書（別記様式第１号）により、毎月納付または一括納付を選択するものとする。ただし、一括納付であって、年度をまたぐ場合は現年分と翌年度分に分割し、当該年度にそれぞれ納入通知書を発布するものとする。

４　掲載料は、町長の指定する期日までに納付するものとし、納入通知書の発布は、掲載許可の決定後速やかに行うものとする。

５　第２項の規定により掲載料を減額した場合において、要綱第１４条第１項第３号、から第７号の規定による掲載決定の取消し等並びに広告主の責に帰する理由により、掲載期間が１年に満たなくなったときは、広告主は、当該減額後の掲載料と第１項に規定する掲載料との差額を、町長の指定する期日までに納付しなければならない。

（広告内容等）

第７条　掲載するバナー広告のデザイン、内容等は、町ホームページのイメージを損なうことがないよう広告主と調整して掲載するものとする。

２　掲載するバナー広告にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権及び肖像権の確認を行うものとし、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

３　バナー広告からリンクされたホームページの内容は、要綱第５条に規定する掲載の範囲を逸脱してはならない。

４　バナー広告から遷移された直後のページの内容に要綱第５条第１項第５号に規定する求人広告を含む場合は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。ただし、これ以降の遷移先のページについては、この限りでない。

（１）求人広告を主としたページではなく、求人広告を表す掲載文、イラスト、写真、ロゴ等に係る面積が、当該ページ表示面積の１０分の１以内であること

（２）応募条件、給与、勤務時間その他の募集情報を掲載していないこと

（広告原稿の作成および提出）

第８条　バナー広告の原稿は、町が指定する期日までに、町が指定する方法で作成し、及び提出するものとする。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

（施行日）

１　この要領は、平成１９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

２　バナー広告の掲載申込み、原稿の提出その他広告を掲載するために必要な準備行為は、施行

日前においても行うことができる。

附　則

この要領は、平成１９年６月２０日から施行する。

附　則

この要領は、平成２０年２月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２０年１０月２１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領による改正後の第６条第２項の規定は、この要領の施行の日以後の申請に係る掲載料の調定及び納付方法について適用し、同日前の申請に係る掲載料の納付方法については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、平成２１年６月１１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年１月１１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３１年３月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年１０月１日から施行する。